



栃生企第333号
平成30年4月26日

栃木県ライフル射撃協会長 様

栃木県警察本部生活安全部長



第7回日中韓サミット開催に伴う銃砲及び火薬類の適正な保管管理等について(依頼)

春暖の候、貴団体におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、李克強中華人民共和国国務院総理及び文在寅大韓民国大統領（以下「国賓等」という。）が、本年5月上旬に第7回日中韓サミット開催のため来日する予定であり、同サミットに出席する国賓等に対するテロ等の発生が懸念されることから、栃木県警察では、危害の未然防止を図るため各種施策を進めているところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに銃砲等の携帯運搬の自粛などについて御指導を徹底していただきますようお願い致します。

記

1 指導事項

- (1) 銃砲及び実包を保管する場合は、鍵のかかる堅固な設備に確実に保管するとともに、猟銃の先台等重要部品を銃本体から外して別の場所に保管するよう指導すること。また、銃砲及び実包の携帯運搬時における盗難・亡失防止のため、猟銃や実包を車両内に放置することのないようにすること。
- (2) 銃砲・火薬類を譲渡する際は、確実に猟銃所持許可証・火薬類譲受許可証の提示を受けた後に譲り渡すこと。
- (3) 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾を生じさせないようにすること。
- (4) 盗難、紛失等の事故が発生した場合は、直ちに警察に通報すること。
- (5) 訪問地域等における銃砲、火薬類等の運搬、携帯については、自粛すること。
- (6) 実施期間は、平成30年4月26日（木）から国賓等が離日（5月上旬の予定）するまでの間。

2 その他

国賓等の来日日程等の詳細が未定であるため、詳細が判明次第連絡致します。

警察本部生活安全部生活安全企画課
担当：斎藤
電話：028-621-0110（内線3411）